

## 私立学校地震対策緊急整備事業費補助金取扱要領

### 第1 通則

私立学校地震対策緊急整備事業費補助金の交付に関しては、私立学校地震対策緊急整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この取扱要領に定めるところによる。

### 第2 用語の意義

要綱及びこの要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 校舎又は園舎

学習及び学校の管理運営を行うための中心的施設であり、普通教室、特別教室、多目的教室、図書館、専用講堂、遊戯室等の保育、遊戯、授業、学習、実験実習、視聴覚教育、特別活動等を行う室、校長室、職員室、保健衛生室、給食室、用務員室、便所等の管理関係室、理科付属室、物置等の付属室及び上記各室に付随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下、（吹き抜けの渡り廊下（両面が壁（腰壁は壁でないものとする。）で囲まれていない渡り廊下。以下同じ。）を除く。）等の通路部分をいう。

#### (2) 屋内運動場

屋内で運動を行うための施設であり、主室及びこれに付属する控え室、器具室、便所等並びに上記施設に付随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下（吹き抜けの渡り廊下を除く。）等の通路部分をいう。（「講堂（専用講堂を除く。）」及び「格技場」を含む。）

#### (3) 改築

建物の全部又は一部を除却し、引き続いて従前と構造、用途が著しく異なるものを建てることをいう。

#### (4) 補強

既存の建物の耐震性能を向上させるために、柱、壁、梁等の補強又は増設等（いわゆる耐震補強）を行うことをいう。

#### (5) 応急対策

既存の建物が、震災時に直ちに倒壊することを防ぐために、外付け鉄骨ブレース工法等の応急的な補強を行うことをいう。

#### (6) 非構造部材

柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。

#### (7) 工事費

##### ア 改築工事の場合

本工事費及び付帯工事費をいう。

##### イ 本工事費

建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）、仕上関係工事（屋根、

天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等) 及び雑工事に要する経費である。

なお、雑工事には建物に一般に付随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、教室等の室名札、はきもの、雨具、カバン等の物入れ、物掛け、換気扇、排気天蓋、犬走り、テラス、犬走り・テラスに附随する足洗場・水のみ場等の工事を含める。

ただし、学校家具又は備品とみなされるもの(机、いす、実験機の類、タンス、カーテン等)は、建物に固定されていても原則として、本工事には含めないものとする。

(イ) 付帯工事費

本工事に付帯する工事に要する経費をいう。次表左欄の電燈照明、給水等の付帯工事で同表右欄に示すものがその例である。

なお、当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地外の工事は付帯工事に含めない。

工事の種類	付 帯 工 事 に 含 め る も の	
電 燈 照 明 工 事		差し込み口、取付照明器具、建築当初取付照明灯
実験・実習のための 電力工事	左 の 工 事 の た め の	
給 水 工 事	電	給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井
排 水 工 事	配	排水管、トラップ、排水溜枡、犬走り側溝、排水ポンプ
衛 生 工 事	配	汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ
冷 暖 房 工 事	線・ 配	配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式、煙道、煙突
ガ ス 工 事	管・	ガス配管、諸コック
給食リフト工事	変 圧	給食リフト一式
防 火 、 消 火 工 事	器・ 分	火災報知器、感知器、火災警報機、消火栓、スプリンクラー、ボックス一式及び消防署への直接連絡設備
放 送 等 弱 電 工 事	電 盤	室内スピーカー、電気時計
避 雷 工 事	・ 配 電 盤	避雷針設備工事一式

イ 補強工事の場合

補強工事に要する経費をいう。ただし、次の表に掲げる工事に係るものに限る。

	工 事 の 内 容
1	柱、壁、梁等の補強又は増設に必要な工事
2	庇、窓、天井の改造工事、屋上防水工事、塔屋の撤去・付替等の耐震性能の向上に資するために行う工事
3	上記1及び2の工事に伴い必要となる内外装、建具、設備、電気等の工事
4	上記1及び2の工事に伴い低下する室内外環境条件を回復するために必要となる照明設備、換気設備、空調設備の取替・新增設、内外装の補修・変更等の工事
5	上記1及び2の工事に伴い必要となる室等の変更のための工事
6	補強工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事
7	その他特に必要と認められる工事

ウ 応急対策工事の場合

補強工事の場合に準じる。

エ 非構造部材の耐震対策工事の場合

天井材等の非構造部材の耐震化に要する工事費

	対 象 と な る 具 体 例
1	外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事
2	建具及びガラスの落下防止工事
3	間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事
4	屋根材（瓦材等）の落下防止工事
5	屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事
6	設備機器（屋外空調設備・受水槽・高架水槽等）の移動・転落防止工事
7	配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事
8	既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させるための転倒防止工事

(8) 建物面積

棟ごとに、壁、建具等により雨風を防ぎうる部分の床面積の合計をいう。床面積の算定は、各階ごとに、壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の水平投影面積を測定して行うものとし、棟ごとの延べ面積に1平方メートルに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入して算定するものとする。ただし、エレベーター、リフト等のシャフト部分、室内の煙突等床はないが通念上床面積に含まれる部分は床面積に算入し、次のいずれかに該当する部分は床面積に算入しない。

ア 屋内運動場のギャラリー等で日常利用されず補助的通行等に利用される内のり2.0メートル以下のもの

イ 天井高又は床下高2.0メートル以下の中二階等

ウ 建物の内部に固着した内部の高さ 2.0 メートル以下の部分

エ 二重窓の室内部分その他床面積に算入することが不適当と認められる部分

なお、雨風を防ぎ得ないため床面積に算定されない部分は、ひさし、ぬれ縁、ポーチ及びアーケードの類、壁（腰壁は壁でないものとする。）で囲まれていない外部階段及びバルコニーの類並びにピロティー等である。

(9) 実施工事面積

改築後の建物（新建物）の面積のうち(7)で定める工事費に係る面積をいう。

(10) 建物の構造

木造、鉄筋コンクリート、鉄骨その他造をいい、この区分の基準は次の表の示すところによる。

骨組み 構造区分		主要部分			こう配屋根の小屋組み
		柱	床はり	けた、胴差	
木	造	木 材	木材又は鉄材	木 材	木材又は鉄材
鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は耐火ひふく鉄骨			鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート、耐火ひふく鉄骨又は鉄骨
そ 鉄 の 骨 他 造	鉄 骨 造	鉄 骨			
	そ の 他 造	木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造以外のもの [例] 石造、れんが造、ブロック造			

(11) 小規模な建物

ア 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物

(ア) 延べ面積 1,000 平方メートル未満

(イ) 地上階数 2 以下

イ 次のいずれにも該当する木造の建築物

(ア) 延べ面積 1,000 平方メートル以下（平屋建てのものを除く）

(イ) 高さ 13 メートル以下

(ウ) 軒の高さ 9 メートル以下

(エ) 階数 2 以下

第 3 耐震診断の方法

要綱別表に定める「耐震診断」とは次に掲げるものをいう。

- (1) プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付取扱要領第5に規定する方法によるもの。

ただし、要領第2(11)で定める小規模な建物について応急対策を行う場合は、耐震評定委員会への諮問を省略することができる。

- (2) やむを得ない理由により(1)によれない場合は、他に知事が適当であると認める方法によるもの。

#### 第4 補強計画の策定

補助の対象となる補強工事及び応急対策工事は、事前に、次に掲げる要件のいずれかを満たした補強計画を策定し、これに沿って行われる工事とする。

- (1) 一般社団法人静岡県建築士事務所協会内の耐震評定委員会に諮り、適当であるとの判定を受けたもの。

ただし、要領第2(11)で定める小規模な建物について応急対策を行う場合は、耐震評定委員会への諮問を省略することができる。

- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条に基づく耐震改修の計画の認定を受けたもの。

- (3) その他知事が適当であると認めたもの。

#### 第5 改築又は補強を要するとされる基準

要綱別表に定める「耐震診断において、改築を要するとされる基準」及び「耐震診断において、補強を要するとされる基準」とは下表に掲げるものをいう。

診断・判定方法	改築を要するとされる基準	補強を要するとされる基準
Is値、Is/ET値を用いる場合	・ Is/ET値が、1.0未満かつIs値が0.6未満	・ Is/ET値が、1.0未満かつIs値が0.6以上
Is値、Is/ET値を用いない場合	・耐震診断結果報告書等を基に、知事が改築を要すると認めるもの。	・耐震診断結果報告書等を基に、知事が補強を要すると認めるもの。

\* Is：構造耐震指標

\* ET：耐震判定指標値（ $ET = Es$ （基本耐震指標値） $\times Ci$ （重要度係数） $\times CG$ （建設地の形状指標））

\* Ci値については、1.25を用いるものとする。

#### 第6 必要補強基準

要綱別表に定める「必要補強基準」とは、下表に掲げるものをいう。

診断・判定方法	必要補強基準
I <sub>s</sub> /E <sub>T</sub> 値を用いる場合	・耐震診断において、補強後のI <sub>s</sub> /E <sub>T</sub> 値が、概ね1.0を超えること。
I <sub>s</sub> /E <sub>T</sub> 値を用いない場合	・補強計画書を基に、補強後に上記に準じる耐震性能が得られると知事が認めるもの。

#### 第7 大規模地震により倒壊の危険性が高い建物

要綱別表に定める「大規模地震により倒壊の危険性が高い建物」とは、下表に掲げるものをいう。

診断・判定方法	大規模地震により倒壊の危険性が高い建物
I <sub>s</sub> 値を用いる場合	・I <sub>s</sub> 値0.3未満
I <sub>s</sub> 値を用いない場合	・耐震診断結果報告書等を基に、上記と同様の耐震性能であると知事が認めるもの。

#### 第8 耐震点検

要綱別表に定める「耐震点検」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 平成22年3月に文部科学省が作成した「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」に記載されている点検チェックリストに基づく点検
- (2) やむを得ない理由により(1)によれない場合は、他に知事が適当であると認める方法によるもの。

#### 第9 建物の取り壊し

地震に対する安全性を確保するため改築が必要と認められる建物（建物の部分を含む。）として、その改築事業が補助対象となった場合は、原則として当該建物をすみやかに取り壊すものとする。

#### 第10 添付書類

要綱に規定する交付の申請等をするときは、要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 改築の場合
  - ア 交付申請書提出時（各1部）
    - (イ) 設計図書（建物の配置図、平面図、立面図等で用途及び面積を明示したもの。）
    - (イ) 建物面積計算表

- (ウ) 見積書の写し（工事費費目別内訳及び補助対象経費を明示したもの。）
- (エ) 契約書の写し
- (オ) 資金収支予算書及び年度別財源内訳書（単年度工事の場合不要。）
- (カ) 工程表（年度別進捗状況を明示したもの。）
- (キ) 旧建物の設計図書（(ア)に準じたもの。）
- (ク) 旧建物の建物面積計算表（(イ)に準じたもの。）
- (ケ) 旧建物の経過年度が明確となる資料
- (コ) 旧建物の耐震診断結果報告書の写し

耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

a 鉄筋コンクリート造、鉄骨造の場合

- ・ 建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
- ・ 構造部材強度
- ・ 耐震診断の方針
- ・ 診断結果の概要
- ・ 建築物の性質
- ・ 総合所見
- ・ 平面図、伏図、軸組図

b 木造の場合

- ・ 建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
- ・ 耐震診断の評点及び算定根拠
- ・ 平面図

- (サ) 旧建物の耐震診断評定書の写し（木造の場合は不要。）

評定は、耐震評定委員会（一般社団法人静岡県建築士事務所協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。

- (シ) 避難所協定書又は避難所要請受入れについての確認書
- (ス) 事業実施を決定した際の理事会議事録の写し

イ 事業計画変更承認申請提出時（各1部）

アに準じて変更の内容の基礎として必要な資料

ウ 実績報告提出時（各1部）

- (ア) 設計図書（交付申請時と同様の場合は不要。）
- (イ) 契約書の写し
- (ウ) 建築確認通知書の写し
- (エ) 工事着手届の写し
- (オ) 工事完成届の写し又は年度末工事出来高報告書
- (カ) 引渡書の写し（工事完成の場合。）
- (キ) 検査済証の写し（工事完成の場合。）
- (ク) 工事写真、完成写真又は年度末現在の写真

(2) 補強の場合

ア 交付申請書提出時（各1部）

- (ア) 設計図書（建物の配置図、平面図、立面図等で用途及び面積を明示したもの。  
また、補助対象となる補強工事に該当する部分について明示すること。）
- (イ) 見積書の写し（補強計画策定費、実施設計費及び工事費の各々に係るもの。ただし、工事費については、工事費費目別内訳及び補助対象経費を明示したもの。）
- (ロ) 契約書の写し（補強計画策定費、実施設計費及び工事費の各々に係るもの。）
- (ハ) 請求書及び領収書の写し（補強計画策定費、実施設計費が支払済みの場合。）
- (ニ) 資金収支予算書
- (ホ) 工程表
- (ヘ) 建物の経過年度が明確となる資料
- (ト) 補強工事に係る建物の耐震診断結果報告書の写し  
耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
  - a 鉄筋コンクリート造、鉄骨造の場合
    - ・建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
    - ・構造部材強度
    - ・耐震診断の方針
    - ・診断結果の概要
    - ・建築物の性質
    - ・総合所見
    - ・平面図、伏図、軸組図
  - b 木造の場合
    - ・建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
    - ・耐震診断の評点及び算定根拠
    - ・平面図
- (チ) 補強工事に係る建物の耐震診断結果評定書の写し（木造の場合は不要。）  
評定は、耐震評定委員会（一般社団法人静岡県建築士事務所協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。
- (リ) 補強工事に係る建物の補強計画書の写し
- (ル) 補強工事に係る建物の耐震補強計画評定書の写し（木造の場合は不要。）  
評定は、耐震評定委員会（一般社団法人静岡県建築士事務所協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。
- (レ) 避難所協定書または避難所要請受入れについての確認書
- (ロ) 事業実施を決定した際の理事会議事録の写し

イ 事業計画変更承認申請提出時（各1部）

アに準じて変更の内容の基礎として必要な資料

ウ 実績報告提出時（各1部）

- (ア) 設計図書（交付申請時と同様の場合は不要。）
- (イ) 契約書の写し

- (ウ) 建築確認通知書の写し（ただし、建築確認申請の必要がない場合を除く。）
- (エ) 工事着手届の写し
- (オ) 工事完成届の写し
- (カ) 引渡書の写し
- (キ) 検査済証の写し（ただし、建築確認申請の必要がない場合を除く。）
- (ク) 工事写真、完成写真

(3) 応急対策の場合

ア 交付申請書提出時（各1部）

- (ア) 設計図書（建物の配置図、平面図、立面図等で用途及び面積を明示したもの。また、補助対象となる補強工事に該当する部分と補助対象面積部分について明示すること。）
- (イ) 見積書の写し（補強計画策定費、実施設計費及び工事費の各々に係るもの。ただし、工事費については、工事費費目別内訳及び補助対象経費を明示したもの。）
- (ロ) 契約書の写し（補強計画策定費、実施設計費及び工事費の各々に係るもの。）
- (ハ) 請求書及び領収書の写し（補強計画策定費、実施設計費が支払済みの場合。）
- (ニ) 資金収支予算書
- (ホ) 工程表
- (ヘ) 建物の経過年度が明確となる資料
- (ヘ) 応急対策工事に係る建物の耐震診断結果報告書の写し  
耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
  - ・建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
  - ・構造部材強度
  - ・耐震診断の方針
  - ・診断結果の概要
  - ・建築物の性質
  - ・総合所見
  - ・平面図、伏図、軸組図
- (ヘ) 応急対策工事に係る建物の耐震診断結果評定書の写し（木造の場合は不要。）
  - ・評定は、耐震評定委員会（一般社団法人静岡県建築士事務所協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。
- (コ) 建物面積計算表
- (ク) 事業実施を決定した際の理事会議事録の写し
- (ケ) 応急対策工事に係る建物の補強計画書の写し

イ 事業計画変更承認申請提出時（各1部）

アに準じて変更の内容の基礎として必要な資料

ウ 実績報告提出時（各1部）

- (ア) 設計図書（交付申請時と同様の場合は不要。）
- (イ) 契約書の写し

- (ウ) 建築確認通知書の写し（ただし、建築確認申請の必要がない場合を除く。）
- (エ) 工事着手届の写し
- (オ) 工事完成届の写し
- (カ) 引渡書の写し
- (キ) 検査済証の写し（ただし、建築確認申請の必要がない場合を除く。）
- (ク) 工事写真、完成写真

(4) 非構造部材耐震対策の場合

ア 交付申請書提出時（各1部）

- (7) 設計図書（建物の配置図、平面図、立面図等で用途及び面積を明示したもの。また、補助対象となる工事に該当する部分とすること。）
- (イ) 見積書の写し（耐震点検費、実施設計費及び工事費の各々に係るもの。ただし、工事費については、工事費費目別内訳及び補助対象経費を明示したもの。）
- (ロ) 契約書の写し（耐震点検費、実施設計費及び工事費の各々に係るもの。）
- (ハ) 請求書及び領収書の写し（耐震点検費、実施設計費が支払済みの場合。）
- (ニ) 資金収支予算書
- (ホ) 工程表
- (ヘ) 事業実施を決定した際の理事会議事録の写し

イ 事業計画変更承認申請提出時（各1部）

アに準じて変更の内容の基礎として必要な資料

ウ 実績報告提出時（各1部）

- (7) 設計図書（交付申請時と同様の場合は不要。）
- (イ) 契約書の写し
- (ロ) 工事着手届の写し
- (ハ) 工事完成届の写し
- (ニ) 工事写真、完成写真

## 第11 処分制限期間

- 1 静岡県補助金等交付規則第20条ただし書きに規定する期間は、補助事業者が補助事業により取得した財産について、平成14年3月25日文科科学省告示第53号別表を準用するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産を処分しようとする時は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

### 附 則

この要領は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成20年12月19日以降に申請書を受理した補助金について適用する。

附 則

この要領は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度分の補助金から適用する。